

秋田県公安委員会告示第30号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を行う者から変更の届出があったので、同法第7条第2項の規定に基づき、告示する。

平成29年3月24日

秋田県公安委員会委員長 塩谷 國太郎

	氏名又は名称及び住所 法人代表者の氏名	施設の名称及び所在地	運転免許取得者教育 課程の区分	運転免許取得者 教育課程の名称	変更年月日
旧	株式会社 鷹巣交通 北秋田市綴子字佐戸岱6 番地 代表取締役 知 野 千 鶴	県北自動車学校 北秋田市綴子字佐戸岱 6 番地	規則第1条6号に掲 げる課程	プロドライバー コース	平成29年3月12日
新				エコドライブコ ース	